

令和 5 年度

東温市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

東温市監査委員

東 温 監 第 32 号
令和 6 年 8 月 30 日

東温市長 加 藤 章 様

東温市監査委員 竹 村 俊 一

同 渡 部 繁 夫

令和 5 年度東温市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

《令和 5 年度健全化判断比率審査意見》

1	審査の対象	1
2	審査の期日	1
3	審査の場所	1
4	審査の方法	1
5	審査の結果	1
6	審査の意見	1

《令和 5 年度資金不足比率審査意見》

1	審査の対象	3
2	審査の期日	3
3	審査の場所	3
4	審査の方法	3
5	審査の結果	3
6	審査の意見	3

令和 5 年度東温市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

- ・ 令和 5 年度東温市実質赤字比率
- ・ 令和 5 年度東温市連結実質赤字比率
- ・ 令和 5 年度東温市実質公債費比率
- ・ 令和 5 年度東温市将来負担比率

2 審査の期日

令和 6 年 7 月 2 6 日

3 審査の場所

東温市役所 監査委員事務局

4 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率と早期健全化基準の状況は別表 1 のとおりとなっている。

6 審査の意見

4 つの比率から財政状況を判断すると、いずれも早期健全化基準を下回り、概ね健全性を保持していると認められたが、地方公共団体を取りまく環境は依然厳しく、引き続き合理化・効率化を図り、長期的な視野に立った財政運営に努めていただきたい。

別表 1

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	13.31%	
連結実質赤字比率	—	18.31%	
実質公債費比率	10.4%	25.0%	
将来負担比率	8.1%	350.0%	

* 実質収支、連結実質収支が黒字である場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、表示されない。

令和５年度東温市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- ・令和５年度東温市水道事業会計
- ・令和５年度東温市下水道事業会計
- ・令和５年度東温市田窪第２工業団地特別会計
- ・令和５年度東温市吉久工業団地特別会計

2 審査の期日

令和６年７月２６日

3 審査の場所

東温市役所 監査委員事務局

4 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率と経営健全化基準の状況は別表２のとおりとなっている。

6 審査の意見

資金不足額が生じていないため資金不足比率は表示されず、経営健全化基準内であり、健全性を保持していると認められる。今後においても事業の重要性と必要性等を認識し、限られた財源の中で一層合理的かつ効率的な経営に努めていただきたい。

別表 2

資金不足比率

公営企業会計名		令和 5 年度	経営健全化基準
法 適 用	水 道 事 業 会 計	—	20.0%
	下 水 道 事 業 会 計	—	
法 非 適 用	田窪第 2 工業団地特別会計	—	
	吉久工業団地特別会計	—	

* 資金不足がない場合、資金不足比率は、表示されない。